

ひろしま医療情報ネットワーク (福山市医師会地域健康情報ネットワーク) 運用上の主な注意事項

1. 利用者について

- ①利用者とは会員のうち利用規定に定める ID、パスワード等の登録を完了したネットワーク参加者のことをいう (利用規定 第1章第2条 参照)
- ②ネットワークを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護条例および法を遵守しなければならない。(利用規定 第1章第3条 参照)
- ③ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は撮影・複製・公開・提供してはならない。
(利用規定 第1章第3条 参照)
- ④情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該医療機関職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。(利用規定 第1章第3条 参照)
- ⑤利用者はネットワークに接続する端末には、セキュリティを維持するために医師会が案内するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
(利用規定 第1章第3条 参照)

2. ネットワークの利用

- ①福山市医師会長(以下、「医師会長」とする)は前項の規定による受講が終了し、適切と認めたときは、すみやかに ID、パスワードおよび受講修了証を発行するものとする。
(利用規定 第2章第4条 参照)
- ②ネットワークの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を福山市医師会地域医療連携課に届け出なければならない。
(利用規定 第2章第4条 参照)
- ③ネットワークで利用できる機能 (利用規定 第2章第6条 参照)
イントラネットでの利用機能
 - 1 広島県医師会が提供する機能及び基幹病院の情報公開機能
 - 2 地域共通 ID 発行機能
 - 3 福山市医師会提供の健診・検査結果公開システム
 - 4 他パイロット地区で提供されているサービス機能

3. 利用上の注意事項 (利用手順マニュアル 参照)

- ①ログアウトの徹底
閲覧が終了したらその場ですぐにログアウトしてください。
※ログインしたままでは簡単に他人が閲覧可能となり、意図しない不正アクセスが発生します。
- ②診療情報再利用の禁止
表示されたデータを端末に保存することは禁止します。印刷しての利用も禁止です。
デジタルカメラで画面を撮影して保存・印刷することも禁止です。
患者さんが希望する際には共有先施設で依頼するようご説明ください。
- ③不正利用時の対応
悪質な不正利用が確認された際には地域健康情報ネットワーク委員会にて協議の上、利用者権限を剥脱し、以後再登録はできません。

4. 会費

- ①ネットワークとしての事業、その他の事業を行うために参加団体、医療機関などから下記会費を徴収するものとする。(利用規定 第4章第11条 参照)

平成26年3月までは無償とし、平成26年4月からは別途ご案内する会費とする